

報告事項サ

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和5年10月18日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について

1 規則の改正概要

「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例」の一部改正に伴い、「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則」において、これまで県立高等学校における事務のみが対象となっていた高校生等奨学給付金について、私立学校等その他の学校における事務も対象に含まれるよう対象校種を拡大するもの。

2 施行期日

「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例」が施行される日

3 改正内容

改正後	改正前
<p>(就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学後、県立高等学校に入学して学び直す者に交付する公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務</p> <p>(3) <u>高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)</u>において教育を受ける生徒の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)並びに<u>高等学校の専攻科及び中等教育学校の後期課程の専攻科において教育を受ける生徒の生計を維持する者</u>の経済的負担の軽減を図るために交付する高校生等奨学給付金の受給資格の認定に関する事務</p>	<p>(<u>県立学校</u>への就学に要する費用の援助に関する事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。)を退学後、県立高等学校に入学して学び直す者に交付する公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務</p> <p>(3) <u>県立高等学校</u>において教育を受ける生徒の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)の経済的負担の軽減を図るために交付する高校生等奨学給付金の受給資格の認定に関する事務</p>

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第43号)の施行の日から施行する。

(参考)

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
略		略	
5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。 <u>以下同じ。</u> ）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの	5 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の91の項に掲げる事務を除く。）であって、規則で定めるもの
略		略	
8 教育委員会	<u>高等学校等、高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科及び特別支援学校（高等部を除く。）</u> への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの	8 教育委員会	<u>県立学校</u> への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第1の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。